

# 平成26年 3月定例会

平成26年第1回定例会は3月4日に招集され、会期22日間をもって3月25日に閉会しました。この間、報告4件、条例制定3件、条例改正14件、補正予算9件、当初予算8件、その他1件、人事1件、議員発議1件の合計41議案が提出されました。議員発議1件は否決となりましたが、その他の議案は全て原案とおり可決、承認しました。

## 報告(4件)

### 報告第1号

市長の専決処分の報告について

損害賠償額の決定1件と工事請負契約の変更2件について、報告がありました。

\* 損害賠償額の決定について(1件)

嘱託職員が、庁用車で走行中、相手方車両に接触し、損傷させたもので、過失割合を85対15とし、賠償額を決定したものです。

\* 契約の変更について(2件)

1件目は、「平成25・26年度大内地区幼保一元化施設建設工事(建築)」について、契約金額に577万5千円を追加したものです。

変更の主な内容は、カーテン、ロールカーペットの追加、フェンスの高さの変更などです。

2件目は、「平成25・26年度大内地区幼保一元化施設建設工事(設備)」について、契約金額から35万7千円を減額したものです。

### 報告第2号

平成26年度東かがわ市土地開発公社の事業計画に関する書類の報告について

土地の取得と処分の計画及び予算計画など、事業計画に関する書類が、同公社理事会の議決を得て、本市に提出され、地方自治法の規定により本議会に報告されました。

### 報告第3号

平成26年度一般財団法人東かがわ市スポーツ財団の事業計画に関する書類の報告について

事業計画に関する書類が同財団理事会の議決並びに評議委員会の承認を得て本市に提出され、地方自治法の規定により本議会に報告されました。

事業計画では、本市の体育施設を管理運営し、健康で住み良いまちづくりの実現を図るため、市民の健康及び体力づくりに貢献するスポーツ事業を展開し、市民のスポーツ人口の拡大に努めることとしています。

なお、収支予算は、予算額1億4,295万円とし、対前年度比255万5千円の増額になっています。

### 報告第4号

東かがわ市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、本市においても新たに東かがわ市新型インフルエンザ等対策行動計画が作成され、本議会に報告されました。

行動計画の内容は、市民への適切な方法による情報の提供及び市民に対する予防接種の実施等、発生段階に応じて市が実施する事項について記載しています。

## 条例の制定(3件)

### 議案第1号

東かがわ市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

地方分権により、「介護保険法」の一部が改正されたことに伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介

護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等については、条例で定めることとされたため、新たにこの条例を制定したものです。

内容は現在までの厚生労働省の基準とほぼ同様の定めとしています。

施行期日は、平成26年4月1日です。

#### 議案第2号

東かがわ市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について

地方分権により、「介護保険法」の一部が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの職員に係る基準及びセンター運営に関する基準については、条例で定めることとされたため、新たにこの条例を制定したものです。

内容は現在までの厚生労働省の基準と同様の定めとしています。

施行期日は、平成26年4月1日です。

#### 議案第3号

東かがわ市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について

工場立地法は、全国一律の準則のみでしたが、地方分権により、緑地等の割合を地域の状況に応じて準則を定めることができるようになりました。

本市においても、工業用地の効率的な活用と企業立地や設備投資の促進を図るため、緑地面積率等を緩和する準則を定める条例を制定したものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

### 条例改正（14件）

#### 議案第4号

東かがわ市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例について

地方分権により、「地方公務員法」の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、修学に必要と認められる期間については2年とし、併せて関係諸規定の字句

修正並びに経過措置を定めたものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

#### 議案第5号

東かがわ市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について

地方分権により、「地方公務員法」の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、高年齢の職員として部分休業を認める年齢について55歳に達した職員とし、併せて関係諸規定の字句修正並びに経過措置を定めたものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

#### 議案第6号

東かがわ市行政財産の目的外使用に関する使用料条例及び東かがわ市港湾管理条例の一部を改正する条例について

消費税の税率が8%に引き上げられることに伴い、使用料等に乗じる率を、100分の105から100分の108に改めたものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

#### 議案第7号

東かがわ市特別会計条例の一部を改正する条例について

商品券事業の清算処理が、平成26年3月31日をもって完了することに伴い、商品券事業特別会計を廃止するため、条例の一部を改正したものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

#### 議案第8号

東かがわ市道路復旧費徴収条例の一部を改正する条例について

#### 議案第9号

東かがわ市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について

#### 議案第10号

東かがわ市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

#### 議案第11号

東かがわ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号から議案第11号の4議案については、現在の低金

利の経済情勢を踏まえ平成25年の税制改正により国税及び地方税の延滞金の利率を引き下げる見直しが行われ、それに伴い、延滞金の特例の規定を整備するため、それぞれの条例を改正したものです。

施行期日は、公布の日からとし、経過措置として、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用します。

#### 議案第12号

東かがわ市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

改正の内容は、放課後児童クラブの学校休業日の区分の内、夏季休業日の期間を変更するものです。

現在、7月21日から8月31日まで夏季休業日と定めています。東かがわ市立学校の管理運営に関する規則」の改正にあわせて、7月21日から8月24日までに変更したものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

#### 議案第13号

東かがわ市障害程度区分認

定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が一部改正されたことにより、これまで心身の状況を示すものであった「障害程度区分」という定義が、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められることになりました。

これに伴い、本市における介護給付費等の支給に関する審査会の名称も「障害支援区分認定審査会」に改めるものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

#### 議案第14号

東かがわ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

改正の内容は、付属機関等の特別職の職員の名称3件を変更するもので、「障害程度区分認定審査会委員」から「障害支援区分認定審査会委員」に、「要

介護認定・障害程度区分認定調査員」から「要介護認定・障害支援区分認定調査員」に、「就学指導委員会委員」から「教育支援委員会委員」に変更するものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

#### 議案第15号

東かがわ市奨学金条例の一部を改正する条例について

今回の改正は、昨今の学校卒業後の就職状況等をみると生活の基盤ができるまでの期間が1年以上必要な場合もあることから、現在、学校を卒業後「1年間」となっている奨学金の返還猶予期間を「3年間」に延長するものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

#### 議案第16号

東かがわ市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

地方分権により、「社会教育法」が一部改正され、社会教育委員の構成や定数等に関する規定について、地域の実情に応じ地方公共団体の条例で定めるこ

とになりました。そのため、委嘱の基準等に関する規定を加えるとともに、定数についても6人から6人以内に改正を行うものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

#### 議案第17号

東かがわ市公民館条例の一部を改正する条例について

主な改正は、平成26年3月末をもって丹生公民館が閉館されることに伴い、丹生公民館に関する条文を削除するとともに、引田・大内・普水の各公民館について、部屋の名称を追加し使用料及び空調料金を設定するものです。

施行期日は、平成26年4月1日です。

### 補正予算(9件)

#### ☆ 一般会計

#### 議案第18号

平成25年度東かがわ市一般会計補正予算(第6号)について

歳入歳出ともに6億3,2

0.8万3千円を減額し、補正後の予算総額を150億3,132万3千円に

主な歳出

\*民生費では、一般事務費基準額の変更に伴う老人ホーム措置費を追加計上したほか、制度改正に伴う障害者福祉システム改修経費、交付額の確定に伴う障害児事業返還金、実績見込みに伴う後期高齢者医療事業療養給付費負担金、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金を追加計上。

\*衛生費では、国の平成24年度補正予算に伴う地域の元気臨時交付金のうち、水道事業対象分を繰入金として追加計上。

\*農林水産業費では、国の平成25年度補正予算に伴う補助対象事業として、ため池ハザードマップの作成及び林道改良工事に要する経費を追加計上。

\*消防費では、工事箇所数の増加に伴う消火栓設置工事負担金を追加計上。

\*教育費では、電気料金の値上げ対応等に伴うパペットランド指定管理委託料及び各種大会への参加増による教育振興補助金

を追加計上。

その他の補正については、事務事業の精算見込みによるものです。

歳出に対する財源としては、事業実施に伴う国、県補助金、地方債等を充てています。

また、繰越明許費として、国の平成25年度補正予算に伴う補助対象事業を含め、総額9億4,950万9千円を計上しています。

## ★特別会計

### 議案第19号

平成25年度東かがわ市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

歳入歳出ともに2億7,403万9千円を減額し、補正後の予算総額を44億9,946万4千円に

主な歳出は、国民健康保険の補助金等の申請書作成システムの更新費用を増額し、保険給付費及び保健事業費は、これまでの実績により減額しています。後期高齢者支援金をはじめとする支援金、納付金、拠出金につ

いては、額の確定により増額又は減額しました。

この歳出に対応する歳入については、交付金、繰入金、繰越金等、額の確定によるものです。

### 議案第20号

平成25年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

歳入歳出ともに1億1,944万5千円を減額し、補正後の予算総額を38億3,344万3千円に

主な歳出は、実績見込みによるもので、不足が見込まれる介護予防サービス給付費等を増額し、介護サービス給付費及び地域支援事業費を減額しました。また、消費税引上げに関連した介護報酬、区分支給額の変更に伴うシステム改修委託料3,675千円を計上しました。歳出に対応する歳入は、システム改修費用に対して国庫補助金、事務費繰入金で調整し、保険給付費、地域支援事業費については、国県等の交付金、保険料等で調整しています。

### 議案第21号

平成25年度東かがわ市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について

歳入歳出ともに3,000万9千円を減額し、補正後の予算総額を4億4,272万3千円に

主な歳出は、精算見込みにより減額したものです。

### 議案第22号

平成25年度東かがわ市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

歳入歳出それぞれ6,143万5千円を減額し、補正後の予算総額を3億8,093万3千円に

主な歳出は、三本松地区管渠布設工事の設計委託料並びに工事請負費を業務の精算見込み及び社会資本整備総合交付金の減額により事業費を減額するものです。

また、平成26年度においても更に国費が縮減される傾向にある下水道事業において、安定的補助財源の措置を講じる手段として、本年度交付決定事業費の剰余額を翌年度に繰越し、舗装

復旧及び管渠布設工事に充当するものです。

歳出に対応する歳入としては、国庫補助金及び起債を減額するとともに、一般会計繰入金を追加するものです。

**議案第23号**

平成25年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

歳入歳出ともに396万1千円を減額し、補正後の予算総額を2億7,072万5千円に

主な歳出は、事業費の精算見込みによる減額を行うものです。

**議案第24号**

平成25年度商品券事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出ともに1226万6千円を減額し、補正後の予算総額を403万4千円に

商品券事業の精算見込みに伴う減額で、歳入は、一般会計からの繰入金30万円を全額減額、前年度繰越金を額の確定に伴い96万6千円減額するものです。歳出については、東かがわ市商工会への取扱事務委託料を実績

額にあわせて23万4千円減額、償還金利子及び割引料を換金額が確定したため453万6千円減額し、商品券事業特別会計の決算剰余金350万4千円を一般会計への繰出金として計上するものです。

**議案第25号**

平成25年度東かがわ市水道事業会計補正予算(第2号)について

収益的収支では、水道事業収益を742万9千円減額し、補正後を6億6,418万1千円とし、水道事業費用を700万円減額し、補正後を5億8,924万6千円とし、さらに、資本的収支では、資本的収入を1,051万5千円減額し、補正後を1億8,406万8千円とし、資本的支出を4,450万円減額し、補正後を5億681万8千円とするものです。

主な内容は、精算見込みに伴う減額するものです。

**議案第35号**

平成25年度東かがわ市一般会計補正予算(第7号)について

歳入歳出ともに、62万円を

増額し、補正後の予算総額を150億3,194万3千円に

パペットランド指定管理委託料の電気基本料金に係る対応についての意見があり指定管理委託料を増額したものです。

**その他(1件)**

**議案第34号**

指定管理者の指定について(東かがわ市丹生コミュニティセンター)

平成26年度より供用開始する新しい丹生コミュニティセンターについては、特例に基づき、公募によらず指定管理者の選定を行う施設とし、学校跡地等の有効利用と地域活性化のため、「丹生地区活性化協議会」に指定申請の提出を求めました。本市指定管理者選定審議会に諮問し、適当であるとの答申のとおり「丹生地区活性化協議会」を丹生コミュニティセンターの指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

の5年間です。

**人事(1件)**

**諮問第1号**

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

現在、人権擁護委員として活躍の植谷るり子氏の任期が6月30日をもって満了することから、引き続き、人権擁護委員として同氏を推薦することに同意しました。

なお、任期は平成26年7月1日から平成29年6月30日までの3年間です。

**発議(1件)**

**発議第1号**

特定秘密保護法の廃止を求める意見書について

特定秘密保護法の廃止を求める意見書を国家機関に提出する議案が提出されましたが、賛成少数で否決しました。

